

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

1. 改正の趣旨

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号。以下「改正法」という。）が令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、関係政令の規定の整備を行うものである。

2. 改正の概要

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号。）の一部改正（第 1 条関係）
 - ① 改正法第 3 条の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の施行に伴い、感染症法第 36 条の 9 第 1 項に規定する流行初期医療確保措置に係る費用の算定の方法、第 36 条の 32 第 10 項に規定する基金流行初期医療確保措置債券の形式及び発行の方法等について規定することとする。
 - ② 改正法第 3 条の規定による感染症法の施行に伴い、感染症法第 56 条の 41 第 1 項に規定する匿名感染症関連情報の利用者が国に納める手数料の額及び厚生労働大臣が匿名感染症関連情報の手数料を免除することができる者について規定することとする。
 - ③ その他所要の改正を行うこととする。
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号。以下「特措法施行令」という。）の一部改正（第 2 条関係）
 - ① 特措法施行令第 1 条第 2 号に規定する特定新型インフルエンザ等対策のうち感染症法の規定により実施する措置について、改正法の施行に伴い必要な措置を規定することとする。
 - ② その他所要の改正を行うこととする。
- (3) 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）、船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号）、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）の一部改正、国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）（第 3 条から第 10 条関係）
 - ① 感染症法第 36 条の 14 第 3 項の規定により、保険者等は流行初期医療確保拠出金等を納付する義務を負うこととされているところ、改正法の施行に伴い必要な措置を規定す

ることとする。

② その他所要の改正を行うこととする。

3. 根拠条項

- 感染症法第 36 条の 9 第 1 項、第 36 条の 10、第 36 条の 12、第 36 条の 13 第 1 項、第 36 条の 17、第 36 条の 19 第 3 項、第 36 条の 23 第 1 項及び第 4 項、第 36 条の 24 第 2 項、第 36 条の 32 第 10 項、第 56 条の 49 第 1 項及び第 2 項並びに第 64 条の 2（第 1 条関係）
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 2 条第 2 号の 2 及び第 31 条の 8（第 2 条関係）
- 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 28 条第 1 項、第 30 条、第 160 条の 2 並びに附則第 2 条第 1 項及び第 4 項（第 3 条関係）
- 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 124 条及び附則第 9 条第 1 項（第 4 条関係）
- 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 35 条（第 5 条関係）並びに第 69 条、第 71 条第 1 項、第 72 条第 1 項、第 73 条第 1 項、第 75 条の 7 第 1 項及び 81 条の 2 第 2 項（第 6 条関係）
- 高齢者の医療の確保による法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 104 条第 2 項（第 7 条関係）並びに第 93 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 98 条、第 100 条第 1 項、第 116 条第 1 項並びに第 2 項第 3 号及び第 4 号並びに第 121 条第 1 号（第 8 条関係）
- 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 99 条（第 9 条関係）
- 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 113 条（第 10 条関係）

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 6 年 1 月中旬（予定）
- 施行期日：令和 6 年 4 月 1 日